

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十年四月十日第八〇―二三八号

平成二十年五月二十二日第八〇―二三八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年五月二十九日第六九五六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十年五月二十九日第四三三五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市北田原町九五三番地ノ四、九五三番地ノ五、九五三番地ノ六、九五三番地ノ七、九五三番地ノ八、九五四番地ノ三、一一〇〇番地ノ二、一一〇四番地ノ六、一一〇七番地ノ三、一一〇七番地ノ一七、一一一一番地ノ一、一一一一番地ノ六、一一一二番地ノ一、一一一二番地ノ四、一一一二番地ノ六及び一一一三番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府四条畷市田原台二丁目一三番地ノ一号

大虎運輸株式会社 代表取締役 梶本悍市

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市北田原町九五三番地ノ七、一一〇四番地ノ六、一一〇七番地ノ二、一一〇七番地ノ三、一一一一番地ノ六及び一一一二番地ノ六
下水道 生駒市北田原町九五三番地ノ七、一一〇七番地ノ二、一一〇七番地ノ三、一一一一番地ノ六及び一一一二番地ノ六の各一部
緑地 生駒市北田原町九五三番地ノ四、九五三番地ノ五、一一一二番地ノ四、九五三番地ノ八及び一一一一番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十九年十一月二十七日第八〇―一六四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年五月二十九日第六九五七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十年五月二十九日第四三三六号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市南井町七二番地ノ一、七二番地ノ二、七二番地ノ五及び七二番地ノ六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市四条町四番地ノ一
芳田至弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市南井町七二番地ノ五及び七二番地ノ六